

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年3月8日(火) 第9380号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定(80) (障がい福祉課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出(81) (企業支援課) 2
	基本測量の実施(82) (県土総務課) 3
	指定障害児通所支援事業者の指定(83) (西部総合事務所県民福祉局) 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等(7) 3

告 示

鳥取県告示第80号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
日本調剤株式 会社	東京都千代田区 丸の内一丁目9 -1	日本調剤 とりだ い薬局	米子市西町36-1	育成医療、更生 医療、精神通院 医療	令和4年2月1日
株式会社キン タカ	西伯郡大山町末 長262-3	キンタカファーマシ -	米子市上福原582- 1	”	令和4年3月1日
医療法人十字 会	倉吉市瀬崎町 2714-1	訪問看護リハビリ ステーションのじま	倉吉市瀬崎町2714 -1	精神通院医療	”

鳥取県告示第81号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取ショッピングシティ 鳥取市天神町1ほか
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 岡 周一 鳥取市古海601-4
朝日生命保険相互会社 代表取締役 木村 博紀 東京都新宿区四谷一丁目6-1
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
変更前 朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町二丁目6-1
変更後 朝日生命保険相互会社 東京都新宿区四谷一丁目6-1
- 変更年月日
令和2年9月23日
- 届出年月日
令和4年2月17日
- 縦覧に供する書類
届出書
- 縦覧に供する期間
令和4年3月8日から4月間
- 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第82号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第83号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社わこう介護サービス	米子市東福原二丁目1-1	こどもデイサービスわこう境港	境港市竹内町3583-12	放課後等デイサービス	令和4年3月1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第7号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和4年3月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,289
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	46,444
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	144,072
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,501
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,730
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,812
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,372
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,197
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,530
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,213

西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,472
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,986